

〔論点 1-2〕 割引率の見直しについて

1. 論点整理の概要と寄せられたコメントの要約

2009 年 1 月に公表した「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）の中では、〔論点 1-2〕退職給付債務及び勤務費用の測定方法において割引率の設定方法が取り上げられていた。論点整理第 28 項では、今後の議論の方向性として「国際的な会計基準の考え方を確認し、見直しの必要性を検討することが考えられる」としていた。

論点整理に寄せられたコメントのうち 3 件がこの論点に言及しているが、2 件は割引率の見直しを行う場合には考慮すべき事項があるとし、1 件は割引率について支払いの見積時期や給付金額を考慮する見直しをすべきとしていた。

2. 国際的な会計基準の取扱いと動向

(1) 国際的な会計基準の取扱い

割引率に関して、国際財務報告基準（IFRS）、米国会計基準及び我が国の会計基準の取扱いを比較した表は、本ペーパーで後掲する「参考資料 1」に掲げている。

割引率の設定方法に関する基本的な考え方については、我が国でも国際的な会計基準でも、大きな差異はないと考えられる。

ただし、割引率の設定にあたって、我が国では給付ごとの支払いの見積時期や給付金額を考慮していない点で国際的な会計基準と相違があるという意見がある（論点整理第 27 項）。

(2) 国際的な会計基準の動向

IASB は 2009 年 8 月 20 日に、IAS 第 19 号「従業員給付」の一部を改訂する公開草案（以下「ED」という。）「従業員給付の割引率」を公表した。本 ED には、国債の市場利回りを使用する規定を IAS 第 19 号から削除する提案、並びに割引率を決定するガイダンスとして IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」にある公正価値を決定するガイダンスを参照する提案が含まれている。

9/18 専門委員会では、この公開草案に対してコメントをしないという事務局案が検討され、審議の結果、コメントしないこととされた。

3. 検討事項－我が国の取扱いの見直し

検討事項１：割引率の設定時に、給付金額を考慮することを追加するか

(1) 検討

① 我が国における取扱い

我が国では、安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として割引率を決定することとされ、この場合の「長期」の考え方について、次のように示されている（退職給付実務指針第 11 項）。

- 退職給付の見込支払日までの平均期間を原則とする。ただし、実務上は、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることもできる。
- この期間には、**企業年金制度がある場合には平均年金支給期間も加味する。**

② 国際的な会計基準の取扱い

IFRS では、割引率には給付の支払いの見積時期を反映させることとされており（IAS 第 19 号第 80 項）、

- （ア）給付ごとにこの時期を反映した期間に応じた割引率を使うこと（イールド・カーブでの割引）が想定されているものの、実務上負担が大きいため、
- （イ）単一の加重平均割引率を用いることができるとされている。この単一の加重平均割引率には、給付支払の見積時期及び金額並びに給付を支払うべき通貨を反映することとされている（IAS 第 19 号第 80 項）。

なお、（ア）と（イ）の方法のいずれも、同等の結果が導かれるものと考えられる。

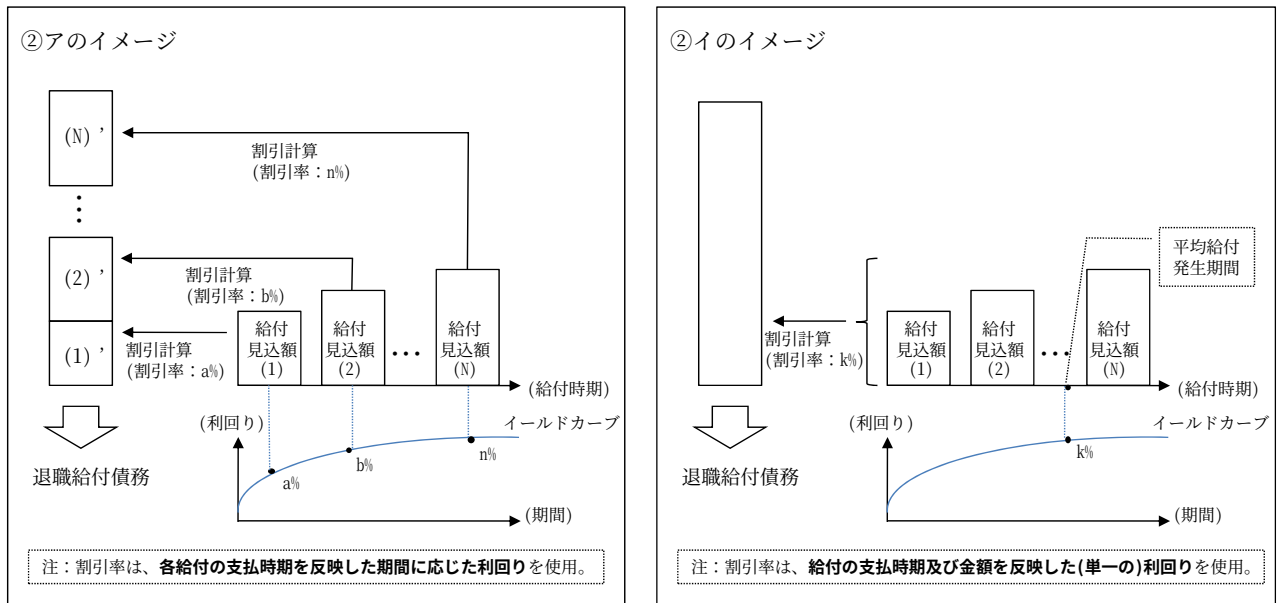
また、米国会計基準では、優良社債の利回りを使用する場合、イールド・カーブによる割引が示唆されているが（SFAS 第 87 号第 44 項及び第 44A 項）、実際には加重平均割引率も用いられているものと考えられる¹。

●まとめ

基準	複数 or 単一	割引率の設定方法	参照
IAS 第 19 号 又は SFAS 第 87 号	複数の割引率	給付ごとにこの時期を反映した期間に応じた割引率を使う（イールド・カーブでの割引）	②（ア）
	単一の割引率	給付支払の見積時期及び金額並びに給付を支払うべき通貨を反映した、単一の加重平均割引率も可 ² 。	②（イ）
日本基準		原則として、退職給付までの見込支払日までの平均期間（実務上、平均残存勤務期間に近似した年数も可）	①

¹ SFAS 第 87 号の結論の根拠第 199 項には、「適切に加重された平均レートは、当年度の純期間年金費用の利息費用の要素のような総額計算に使用することができる」という記載がある。

² この単一の加重平均割引率の具体的な算定方法は、国際的な会計基準でも示されていないが、退職給付債務のデュレーション（キャッシュ・フローが生じる時間の加重平均）が、給付見込額も考慮した給付発生までの平均期間を表している、という考え方がある。



③ 給付ごとの支払いの見積時期や金額を考慮しない方法の懸念事項

退職給付債務は、時期や金額が異なる支払いから構成されており、この現在価値を正確に見積るためには、これらの時期や金額の影響を加味する必要があるという考えに基づき、国際的な会計基準ではそうした考慮がなされている（前掲 3. (1)②参照）。一方で、我が国での方法は、原則的な方法でも、平均残存勤務期間でも、これらの考慮がなされていない（前掲 3. (1)①参照）ため、見直しが必要という意見がある³。

特に、企業年金制度がある場合には、年金支払の時期や金額の影響を考慮する必要があるが、我が国での方法では平均年金支給期間を加味する（退職給付実務指針 11 項）としかされておらず、退職した受給権者などの影響も考慮すれば、国際的な会計基準の方法と比べ、割引期間が大きく異なっているのではないかという見方がある（後掲 6 頁の設例参照）。

ただし、退職給付債務の測定結果は企業の退職給付体系や人員分布等の影響を受けるため、両者の方法にどの程度差異があるかどうかは一概には言えない。特に、仮に両者の割引期間が大きく異なり、割引率にも差異があったとしても、期末までに発生していると認められる退職給付見込額のうち、金額が多額の部分は支給までの期間は短い（期末から退職までの期間が短い）場合には、割引による影響は少ないため、両者による退職給付債務の測定金額は、結果的にかなり近似する可能性も考えられる。

³ もっとも、こうした見直しをしても、金利水準に幅があることや重要性基準の存在によって国際的な会計基準で定めている割引率と同様の取扱いになるとは限らないという見方もある。また、そもそも、支払時期も支払金額も計算上の仮定を前提とした見積りであるため、当該仮定が根拠等と共に開示されていることが重要という見方や、妥当性がある範囲であれば厳密に行うかは程度問題という見方もある。

(2)方向性（案）

1 案：給付ごとの支払いの見積時期や金額を考慮するよう、現行の取扱いを見直す。

前掲(1)③の懸念事項を踏まえれば、給付の時期や金額を反映させた割引率とすべきである。

この1案については、さらに2つの案に分かれる。

1-1 案：国際的な会計基準と同様に、給付ごとにこの時期を反映した期間に応じた割引率を使うこと（イールド・カーブでの割引、前掲(1)②ア）を原則的な考え方とするが、実務上の負担を考慮し、給付支払の見積時期及び金額を反映した単一の加重平均割引率を用いることもできる取扱い（前掲(1)②イ）を認める。

1-2 案：上記の1-1案に加え、給付の時期や金額を考慮しない簡便的方法（例えば、平均残存勤務期間を基礎とする割引率（前掲(1)①））についても、重要性が乏しいと判断された場合に、その後に企業の退職給付体系や人員分布等に大きな変更が無い限り、簡便的方法で引き続き計算をすることを認める⁴。

2 案：現行の取扱いを見直す必要はない。

2 案：給付の時期や金額を考慮した結果、割引期間や割引率が変わるとしても、退職給付債務の測定結果はそれほど変わらない可能性も考えられるので（前掲3.(1)③ただし書き参照）、実務上の負担やこれまでの実務慣行などを踏まえ、現行の取扱いを変更しない。

事務局案：1-1 案でどうか。企業の負担軽減を考える場合には、1-2 案も考えられるか。

9/18 専門委員会では、多数の専門委員が1-1 案を支持した。このうち1名は、明示するか否かの議論の余地はあるものの、重要性が乏しい限り、1-2 案の簡便的な方法も当然に認められるという意見であった。

9/18 専門委員会では、少数の専門委員が1-2 案又は2 案を支持した。これに対して1-1 案を支持する専門委員からは、2 案の根拠は合理性に欠けるという意見が出された。

⁴ 原則的方法では、新たに年金数理人等に計算を委託する必要があると考えられるが、計算委託する項目を平均残存勤務期間に一本化することができれば、計算委託費用などの負担が軽減することも考えられるというメリットがある。

４．追加の検討事項－派生論点

検討事項２：平均年金支給期間の取扱いを、より明らかにする必要があるか

(1)検討

前掲 3.(1)③第２段落で示したように、給付の時期や金額を反映させない我が国の方法では、企業年金制度がある場合、平均年金支給期間も考慮する必要があるとされており、この場合、現役従業員とすでに退職した受給権者では給付発生の平均期間が大きく異なることなどを平均年金支給期間に正しく反映させる必要があるが（設例参照）、現在の取扱いではこうした点が必ずしも明確ではないのではないか⁵。

●現役従業員

（退職後に年金が支給される場合）

⇒ 平均残存勤務期間 ＋ 平均年金支給期間

（一定期間後に年金が支給される場合）

⇒ 平均残存年金支給開始期間 ＋ 平均年金支給期間

●退職した受給権者

⇒ 平均残存年金支給期間

なお、検討事項１の１-１案では給付の時期や金額が考慮する方法が採用される結果、その計算前提にこうした年金の受取期間の情報が織り込まれており、特段の配慮は不要となる。

(2)方向性(案)

現行の我が国における取扱い（退職給付実務指針第１１項）は、上記を反映することが必ずしも明らかではないことを踏まえると、これと同様に、給付の時期や金額を考慮しない簡便的な方法を認める１-２案又は２案を採用する場合には、こうした点を配慮した上で平均年金支給期間を決定する必要があることを、文案に加えることが考えられるかどうか。

9/18 専門委員会では、新たにガイダンスのようなものを設けることは適当でなく、この観点からも、検討事項１において、１-１案を採用すべきという意見が出された。

以 上

⁵ 我が国の現行実務においては、企業年金制度がある場合でも、平均残存勤務期間に近似した年数をそのまま使用している例がある、という指摘がある。

設 例

前提条件：

1. 入社後４年で定年退社する企業を考える（必ず定年で退職する）。入社は期首に、定年退職は期末に生じる。
2. 毎年１名が入社し、当期末日時点で現役の従業員が３名（Ａ、Ｂ、Ｃ）在籍する（Ｄは当期末に定年退社した）。
3. 退職給付は年金であり、退社の翌年度末から２年にわたり、期末に均等額が支払われる。
4. 昨年度末に退職したＥに対して、当期末において１回目の年金が支払われている。
5. 当期末までに生じている退職給付見込額（キャッシュ・アウト・フロー見込額）の個人別内訳は次のとおり（年金として均等割り済み）。

	１年後	２年後	３年後	４年後	５年後
Ａ（現役）				20	20
Ｂ（現役）			50	50	
Ｃ（現役）		80	80		
Ｄ（当期退職）	100	100			
Ｅ（前期退職）	100				

6. 割引率の基礎となる債券利回りのイールド・カーブは次のとおりであった。

年数	１年	２年	３年	４年	５年
利回り	4.0%	6.0%	7.0%	7.5%	7.75%

- ・ 前提条件より、平均残存勤務期間は２年となる（（１年＋２年＋３年）÷３人）。
- ・ また、現役従業員の平均年金支給期間は１.５年となる（（１年＋２年）÷２回／人）。
- ・ さらに、退職者の平均残存年金支給期間は１.３３年となる（（１年＋（１年＋２年））÷３回）。

1. 給付支払の見積時期及び金額を考慮しない単純平均割引率の算定（3.(1)①の方法）

① 平均残存勤務期間だけを考慮する。

２年の割引期間に対応する 6.0% を割引率とする。

② 退職者を考慮にいれず、平均年金支給期間を加味する。

3.5年（＝２年＋１.５年）の割引期間に対応する 7.25%（３年と４年の線形補間）を割引率とする。

2. イールド・カーブ（複数割引率）で割り引く方法（3.(1)②アの方法）

年数	1 年後	2 年後	3 年後	4 年後	5 年後
CF	200	180	130	70	20
割引率	4.0%	6.0%	7.0%	7.5%	7.75%
割引後	192	160	106	53	14

給付支払時期に応じた割引率を使用するため、割引期間を考慮する必要はない。
割引後の CF の合計（退職給付債務）は 525 となる。

3. 給付支払の見積時期及び金額を考慮した加重平均割引率の算定（3.(1)②イの方法）

① 基本的な考え方

年数	1 年後	2 年後	3 年後	4 年後	5 年後	合計
CF	200	180	130	70	20	600
年数で加重	200	360	390	280	100	1,330

割引期間は $1,330 \div 600 = 2.22$ 年となる。割引期間に対応する 6.22%（2 年と 3 年の線形補間）を割引率とする。

② 退職給付債務（DB0）のデュレーションを算定する方法

異なる単一割引率による 2 つの DB0 を利用して、DB0 を割引率で偏微分する（ $(\Delta \text{DB0} / \text{DB0}) \div \{\Delta(1+r)/(1+r)\} \times (-1)$ ）ことにより、DB0 のデュレーションを求める（以下の例では、便宜的に差異の大きい 2 つの割引率を使用している。）。

6.0%（2 年）による DB0	528
7.0%（3 年）による DB0	518

（DB0 の計算過程については省略。）

DB0 のデュレーション $= \{(518 - 528) \div 528\} \div \{(1 + 7.0\% - 1 - 6.0\%) \div (1 + 6.0\%)\} \times (-1) = 2.11$ 年。割引期間に対応する 6.11%（2 年と 3 年の線形補間）を割引率とする。

4. 比 較

	1 の①	1 の②	2	3 の①	3 の②
割引期間	2 年	3.5 年	複数	2.22 年	2.11 年
割引率	6.0%	7.25%	複数	6.22%	6.11%
退職給付債務	528	515	525	526	527

1 の①は 2 や 3 の結果と類似しているが偶然にすぎない。1 の①の平均残存勤務期間は退職後ただちに一時金で支払うケースを前提として算定されたものであり（年金支払いを考慮していない）、そのケースでのあるべき加重した割引期間は 1.6 年であって、両者には乖離がある。

（参考 1）国際的な会計基準との比較

IAS 第 19 号	SFAS 第 87 号	日本(退職給付実務指針)
78. 退職後給付債務を割り引くために使用する率は、貸借対照表日現在の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような社債について十分な市場が存在しない国では、国債の市場利回りを使用しなければならない。社債又は国債の通貨及び期日は、退職後給付債務の通貨及び見積期日と整合しなければならない。 79. 重要な影響を有する保険数理上の仮定の 1 つは、割引率である。割引率は貨幣の時間的価値を反映するが、保険数理上又は投資上のリスクは反映しない。さらに、割引率は、企業に対する債権者が負担する企業固有の信用リスクは反映せず、また、将来の業績が保険数理上の仮定と異なる可能性があるというリスクも反映しない。 80. 割引率には、給付支払の見積時期を反映させる。実務上、企業は、給付支払の見積時期及び金額並びに給付を支払うべき通貨を反映する単一の加重平均割引率を適用することによって、これを	44. 予定割引率は年金給付が実効的に清算されうる率を反映するものとする。そうした割引率を見積るにあたっては、債務の清算の実行に使用されうる年金契約の現在価格を決定している利率に関する利用可能な情報(これには、年金給付保証公社によってその時々公表されている利用可能な年金利率に関する情報が含まれる)を参照することが適切である。そうした割引率の見積りを行うにあたって事業主はまた、その時々において利用可能な、かつ年金給付の支払期日までのあいだ利用可能と予測される優良確定収益投資の収益率を参照することもできる。…(略) 44A. パラグラフ 44 に則して、事業主は予定割引率を決定するにあたり優良収益投資の収益率を参照することができる。当該方法を使用して予定割引率を選択することの目的は単一の金額を測定することにある。当該金額は、仮にその金額を測定日時点において優良債券によるポートフォリオに投資した	11. 退職給付債務の計算において割引率を設定する場合の「安全性の高い長期の債券」(注解(注 6))には、長期の国債、政府機関債のほかに、例えば複数の格付機関よりダブル A 格相当以上を得ている社債等が含まれる。なお、この場合の「長期」とは、退職給付の見込支払日までの平均期間を原則とするが、実務上は従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることもできる。退職給付の見込支払日までの平均期間には、企業年金制度がある場合には平均年金支給期間も加味する。 59. 退職給付債務(及び退職給付費用)の計算に用いる割引率は、貸借対照表日現在の退職給付債務を求めるために用いるものであるから、金銭的時間価値のみを反映させるべきであり、したがって、信用リスクフリーレートに近い「安全性の高い長期の債券の利回り」を用いることとされている。我が国において「安全性の高い長期の債券の利回り」とは、長期の国債、政府機関債のほか、複数の格

達成する。 81.すべての給付支払の見積期日に対応するような、十分な厚みのある長期社債の市場がない場合もあろう。そのような場合には、企業は、より短い定期支払を割り引くのに適切な条件の現在の市場利率を使用し、市場利率をイールド・カーブに応じて推定することにより、より長い期日の割引率を見積もる。…(略)	とした場合に、支払期日において年金給付を支払うのに要する将来キャッシュ・フローを適用することになるはずの金額である。概念的に言って、当該単一金額すなわち予測給付債務は、その満期日及び金額が将来の給付支払予測額の支払時期及び金額と同一になる優良割引債によるポートフォリオのその時点の市場価額に等しくなるだろう。…(中略)… 当該利率は測定日に実在するイールド・カーブから推定されるものとする。…(略)	付機関よりダブルA格相当以上を得ている社債が含まれると考えられる。
--	--	--

（参考２）論点整理に寄せられたコメント

【論点１】 退職給付債務及び勤務費用の会計処理			
【論点１-２】 退職給付債務及び勤務費用の測定方法			
割引率について、支払いの見積時期や給付金額を考慮する見直しをすべき（１件）	• 支払いの見積時期及び金額等を勘案した加重平均に基づく割引率（リスク・フリー・レートに基づく）とすべきである。ただし、本来的には退職給付債務の割引にはその固有のリスク（割引率以外の仮定の変更により生じる）に見合った市場要求利回りを使用すべきであるが、観察可能性の観点からリスク・フリー・レートを使用するにすぎない点に留意が必要。 • 退職給付債務と実際の資金調達手段との代替可能性が乏しい点や事業用資産の多くに割引計算が適用されていない現状を踏まえれば、退職給付債務の割引率に企業の信用リスクを加味することは不適切である。		
割引率の見直しを行う場合には、考慮すべき事項がある（２件）	• 実務的な負担を踏まえると、加重平均割引率においても引き続き単一のものをを用いることができる方向での検討をすべき。 • 割引率の設定方法については、退職給付債務の測定結果への影響が大きいため、我が国の企業が国際的な比較の中で不利な取扱いを受けることがないよう慎重に検討する必要がある。 • 国際的な会計基準の取扱いにおいては、割引率の設定にあたって給付ごとの支払いの見積時期や給付金額を考慮しているとされている点について、欧米企業の実際の取扱いについて幅広く調査を行った上で、その是非を検討すべき。		

以上